

規制シート(様式)

150194700260005

平成28年12月21日

規制の名称	大学の認証評価機関の認証、認証評価の結果の報告、大学評価基準、評価方法等の変更等の届出	所管府省	文部科学省
根拠法令等	学校教育法第110条第1項(昭和22年法律第26号) 学校教育法第110条第4項 学校教育法第110条第5項	担当局課等及び 作成責任者の 役職・氏名	高等教育局高等教育企画課長 塩見 みづ枝
規制目的	<p>(1項について) 評価基準や評価体制等に関して一定の要件を満たす機関を国が認証し、当該機関(認証評価機関)から大学が評価を受けるようにすることで、大学に関する評価が公正かつ適切に行われるようにし、その評価への信頼性を確保することを目的とする。</p> <p>(4項について) 認証評価機関に対し、認証評価の結果について、大学への通知、社会への公表及び文部科学大臣への報告を義務づけることにより、その透明性を確保しつつ、大学の質の向上を図ることを目的とする。</p> <p>(5項について) 認証評価機関が認証を受けた後に、認証評価の実施に影響を及ぼす一定の事項を変更しようとする場合は文部科学大臣に届け出ることとすることで、認証評価の公正かつ適確な実施に支障が出るおそれがないかを確認することや、大学等への周知(学校教育法第110条第6項)を行うために変更内容を把握することを目的としている。</p>		
規制内容の概要	<p>(1項について) 認証評価機関になろうとする者が、その申請によって文部科学大臣の認証を受けることができることを定めたもの。</p> <p>(4項について) 認証評価機関が認証評価を行った場合には、その評価の結果について、認証評価を受けた大学への通知、社会への公表及び文部科学大臣への報告を義務づけたもの。</p> <p>(5項について) 認証評価機関が認証を受けた後の事情の変化等により、申請時の内容を変更する必要性が生じることがあり得ることから、大学評価基準、評価方法等の認証評価の実施に影響を及ぼす一定事項を変更しようとする場合は文部科学大臣に届け出ることとさせている。 なお、学校教育法第110条第6項において、本項の届出の内容を官報で公示することとしており、大学をはじめ社会への周知を行っている。</p>	関連する予算	—
規制の最近の 改廃経緯	—	関連する 政策評価結果	—

<p>規制を維持、改革 又は新設する理由</p>	<p>(1項について) 国の事前規制である大学の設置認可を弾力化する一方、第三者からの評価を一定期間ごとに受けることを大学に義務付けることで、大学の質を保証する仕組みとして平成16年度に認証評価制度が設けられた。 当該制度が機能するためには、一定の評価能力を有する機関が大学を評価することが必要であり、学校教育法等に最低限の基準を定め、これを満たすことを求める必要がある。 なお、「認証評価機関になろうとする者」については、多様な認証評価機関が存在することが望ましいことから、広く認証評価機関への参入を図るため認証評価機関となるものの範囲は特に限定していない。また大学に対する評価の項目等は認証評価機関ごとにそれぞれ異なっており、多様な評価が行われている。</p> <p>(4項について) 当該条文により、文部科学大臣への報告、及び認証評価を受けた大学への通知、社会への公表を義務づけることにより、 ・文部科学大臣は、大学に義務づけている認証評価の履修状況を把握 ・評価を受けた大学は、その結果を基に、自己の教育研究活動等の改善に努力 ・社会はその結果を踏まえ、例えば、受験生や大学との共同研究を行う企業等が大学を選択する上での判断材料の一部として活用 等に資することとなるものであり、それらの重要性は引き続き失われていないことから、本項の規定は維持することが必要である。</p> <p>(5項について) いったん認証評価機関になった者であっても、後に、認証評価機関になる際に申請した内容に変更が生じることがあり得るが、認証評価機関が文部科学大臣から認証を受けた内容を自由に変更した場合、認証評価の公正さや適格さに影響を及ぼすおそれがあることから、事前に変更の内容を了知することで、評価の公正かつ適確な実施に支障が出ないか確認し、支障が出るおそれがある場合は学校教育法第111条の措置(報告等の徴取及び改善命令)を行う必要がある。また、認証評価に関する情報を適切に大学等に周知するためにも、認証評価機関からの届出が必要である。 これらの重要性については、規定の制定時から変化していないものと考えられるため、本項の規定は維持することが必要である。</p>	<p>規制の維持、改革 又は新設の別</p>	<p>維持</p>
<p>(規制を改革する場合の改革の方向性)</p>	<p>—</p>		
<p>見直し条項</p>	<p>—</p>		
<p>次の見直し時期</p>	<p>平成33年度</p>		